

2 障がいのある人のために

1 相談したいときは

問
い
合
わ
せ

障がい福祉課(本庁舎) 障がい者福祉係 ☎0857-30-8217

☎0857-30-8455

自立支援係 ☎0857-30-8218

☎0857-30-8454

各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

2

障
が
い
の
人
の
た
め
に

1 基幹相談支援センター・相談支援事業所

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるように各種サービスの利用などに関する相談に応じます。

●鳥取市基幹相談支援センター

開設時間 ●月～金 8時30分～17時15分(祝日、年末年始を除く。)

問い合わせ ●鳥取市富安二丁目104-2 ☎0857-22-0678 FAX 0857-24-3321

●障がい者支援センター そよかぜ

開設時間 ●月～土 8時30分～17時15分(祝日、年末年始を除く。)

問い合わせ ●鳥取市富安二丁目104-2 ☎0857-22-9511 FAX 0857-22-9501

●障害者支援センター しらはま

開設時間 ●月～土 9時00分～17時00分(祝日、年末年始を除く。)

問い合わせ ●鳥取市伏野2259-17 ☎0857-59-6036 FAX 0857-59-2022

●相談支援センター サマーハウス

開設時間 ●月～金 9時00分～17時00分(祝日、年末年始を除く。)
土 9時00分～12時30分(祝日、年末年始を除く。)

問い合わせ ●鳥取市湯所町一丁目131 ☎0857-36-1151 FAX 0857-36-1152

●相談支援事業所 アプローチ

開設時間 ●月～金 8時45分～17時30分(祝日、年末年始を除く。)

問い合わせ ●鳥取市寿町791番地8 ☎0857-30-4635 FAX 0857-30-5754

●地域生活支援センター みんなの家

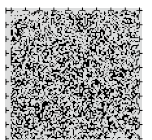
開設時間 ●月～金 9時00分～18時00分(祝日、年末年始を除く。)

問い合わせ ●鳥取市美萩野一丁目118-18 ☎0857-30-7677 FAX 0857-30-7678

●相談支援センター ゆくり

開設時間 ●月～金 9時00分～17時00分(祝日、年末年始を除く。)

問い合わせ ●鳥取市相生町二丁目405番地 ☎0857-20-0222 FAX 0857-20-0222



●鳥取介護サービス 相談支援センター

開設時間 ●月～金 9時00分～18時00分（祝日、年末年始を除く。）

問い合わせ ●鳥取市古海707-1 ☎0857-30-1696 FAX 0857-30-1697

2 身体障がい、知的障がいに関する相談

●身体障がい者相談員（任期:R5.4/1～R7.3/31）

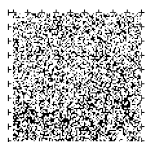
※任期終了後は、相談員は変更になる場合があります。

氏名	住所	電話番号/FAX	主な分野
やまさき けんじ 山崎 建治	桜谷	0857-26-5128	肢体
まえた よういち 前田 洋一	吉方温泉一丁目	0857-26-6781	肢体
よねはら きみえ 米原 喜美恵	浜坂一丁目	FAX 0857-27-5410	聴覚
とくだ みつよし 徳田 光好	杉崎	FAX 0857-53-3890	聴覚
あんようじ たてし 安養寺 立志	河原町布袋	0858-85-0238	肢体
ふくた てつこ 福田 徹子	河原町鮎ヶ丘	090-1337-3582	内部
やまね ゆたか 山根 裕	用瀬町安蔵	0858-87-3011	肢体
たなか ふみお 田中 文男	佐治町余戸	0858-89-1404	内部
きのした あけみ 木下 あけみ	気高町北浜三丁目	0857-82-3774	肢体
かつた やすあき 勝田 泰昭	青谷町紙屋	0857-87-0038	内部
たにくち やすお 谷口 康夫	鹿野町鹿野	0857-84-2233	内部
さわ くにひこ 澤 國彦	宮長	090-8711-8977	腎臓病
おくた はるとし 奥田 春寿	徳尾	090-1013-3330	人工肛門・人工膀胱

●知的障がい者相談員（任期:R5.4/1～R7.3/31）

※任期終了後は、相談員は変更になる場合があります。

氏名	住所	電話番号
おおたに よしひろ 大谷 喜博	田園町一丁目	0857-24-1226
まつの たに ひろし 松ノ谷 博	田園町三丁目	0857-23-5659
たなか けいこ 田中 啓子	江崎	0857-23-8877
やまもと まさよ 山本 誠代	田島	0857-21-7104
つばき けいこ 椿 圭子	立川町二丁目	0857-22-7657
きしもと じゅんこ 岸本 淳子	用瀬町別府	0858-87-2552
とくだ なるみ 徳田 成美	気高町下原	0857-82-0162



●精神障がい者相談員（任期:R5.4/1～R7.3/31）

氏 名	住 所	電話番号	相談日
いちたに きしこ 市谷 貴志子	相生町	080-3892-1821	毎週月・木18時～20時
たぶち しんじ 田淵 眞司	用瀬町	090-3636-8761	毎週火・金18時～20時

3 精神保健に関する相談

心の健康、精神疾患、精神障がいなどの相談に応じます。（59ページをご覧ください。）

4 障がい者虐待に関する相談

平日（8時30分～17時15分）

鳥取市障がい者虐待防止センター

☎0857-20-3479 FAX 0857-20-3907

障がい福祉課

☎0857-30-8217 FAX 0857-20-3907

休日（24時間）及び平日の夜間（17時15分～翌日8時30分）

市役所休日夜間当直

☎0857-22-8111

※休日や平日の夜間に電話された方には、折り返し、障がい福祉課の担当者からご連絡します。

5 障がい者差別に関する相談

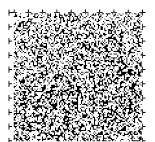
平日（8時30分～17時15分）

障がい福祉課

☎0857-30-8217 FAX 0857-20-3907

中央人権福祉センター

☎0857-24-8241 FAX 0857-24-8067



2 障がい者手帳の交付を受けたいときは

問 い
合 わ せ

障がい福祉課(本庁舎) 障がい者福祉係 ☎0857-30-8217
☎0857-30-8455
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

1 身体障害者手帳の交付

本人又は保護者の申請により、障がいの程度に応じ身体障害者手帳が交付されます。

障がいの種類は、視覚障がい、聴覚障がい、音声・言語機能障がい、肢体不自由、内部障がいなどで、障がい等級の程度は1～6級となっています。

対 象 者 ● 身体に障がいのある人

必要書類 ● 指定医の診断書、写真、個人番号がわかるもの、本人確認できるもの（本人確認書類は、写真付きのものは1点、写真付きでないものは2点必要です。）

※写真の大きさは横3cm×縦4cm、無帽で正面を向いたもので、上半身、最近撮影のものです。ポラロイド写真は使用できません。

※代理申請の場合は代理の方の本人確認できるものも必要です。（本人確認書類は、写真付きのものは1点、写真付きでないものは2点必要です。）

2 療育手帳の交付

本人又は保護者の申請により知的障がいのある人に療育手帳が交付されます。障がいの程度に応じてA（重度）、B（中軽度）の区分があります。なお、申請後に鳥取県知的障がい者更生相談所又は児童相談所で判定を行います。

対 象 者 ● 知的障がいのある人及び知的発達に遅滞が認められる児童

必要書類 ● 写真（上記に同じ。）、本人確認できるもの（上記に同じ。）

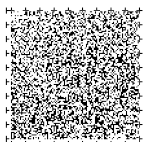
※代理申請の場合は代理の方の本人確認できるものも必要です。（上記に同じ。）

3 精神障害者保健福祉手帳の交付

本人又は保護者の申請により、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障がいの程度は1～3級です。

対 象 者 ● 精神障がいのある人

必要書類 ● 医師の診断書又は障害年金の証書、写真（上記に同じ。）



3 障がいのある人のための福祉サービス

問 い
合 わ せ

障がい福祉課(本庁舎) 自立支援係 ☎0857-30-8218
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

2

たあ障
めるが
にるい
のの

1 訪問系サービス（介護給付）

名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

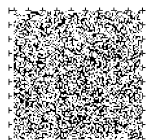
また、支給決定を受ける際、障害支援区分の認定が必要です（障がいのある児童を除く。）。

名 称	サービスの内容
居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	自宅での、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。(身体介護) 掃除、調理、買物等の家事、通院の介助を行います。(家事援助、通院 等介助、通院等乗降介助)
重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり、 かつ、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、 外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同 行 援 護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時において移 動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の 必要な援助を行います。
行 動 援 護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が 行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行いま す。
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的 に行います。

2 日中活動系サービス（介護給付）

名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

名 称	サービスの内容
生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを 行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、 看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所(福祉型)	自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間も含め、障害者支 援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
短期入所(医療型)	自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間も含め、医療機関で、 医療行為及び入浴、排せつ、食事の介護などを行います。



3 日中活動系サービス（訓練等給付）

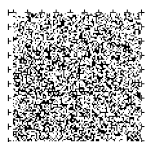
名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

名 称	サービスの内容
自 立 訓 練 （ 機 能 訓 練 ）	身体障がいのある人に、理学療法、作業療法などの必要なリハビリテーションを行い、生活などに関する相談及び助言を行います。
自 立 訓 練 （ 生 活 訓 練 ）	知的障がい又は精神障がいのある人に、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。
就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労に向けて、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就 労 継 続 支 援 （A型）	一般企業等での就労は困難であるが、適切な支援により雇用契約に基づき就労が可能な人に、生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就 労 継 続 支 援 （B型）	年齢、心身の状態その他の事情により一般企業等での就労が困難な者のうち、適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難な人に、生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就 労 定 着 支 援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、企業、自宅等への訪問や来所により連絡調整や助言等を行い、就労の継続を図ります。

4 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

名 称	サービスの内容
共 同 生 活 援 助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助に加えて、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施 設 入 所 支 援	夜間や休日、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行います。
自 立 生 活 援 助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。



5 障害児通所給付

名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

名 称	サービスの内容
児 童 発 達 支 援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医 療 型 児 童 発 達 支 援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。
放 課 後 等 デ イ サービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援その他必要な支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児の心身の状況や、意向・事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

6 地域相談支援給付

名称、サービスの内容は、以下のとおりです。

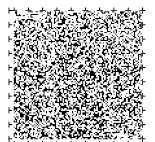
名 称	サービスの内容
計 画 相 談 支 援	心身の状況や、意向・事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。
地 域 移 行 支 援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人などの、地域移行に関する相談その他の必要な支援を行います。
地 域 定 着 支 援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた事態等の相談その他必要な支援を行います。

7 地域活動支援センター

創作的活動や社会との交流促進などの機会の提供を行うとともに、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を行います。

問い合わせ

- サマーハウス 鳥取市湯所町一丁目131 ☎0857-36-1151
- ほっこり 鳥取市桜谷173-21 ☎0857-50-0175



8 訪問入浴サービス事業

身体障がいのある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

対 象 者 ● 訪問入浴によらなければ入浴が困難な在宅の身体障がいのある人

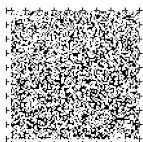
9 日中一時支援事業

障がいのある人の日中の活動の場を確保し、障がいのある人を介護されている人の就労支援および一時的な休息の提供を行います。

対 象 者 ● 日中に介護する人がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要と本市が認めた障がいのある人

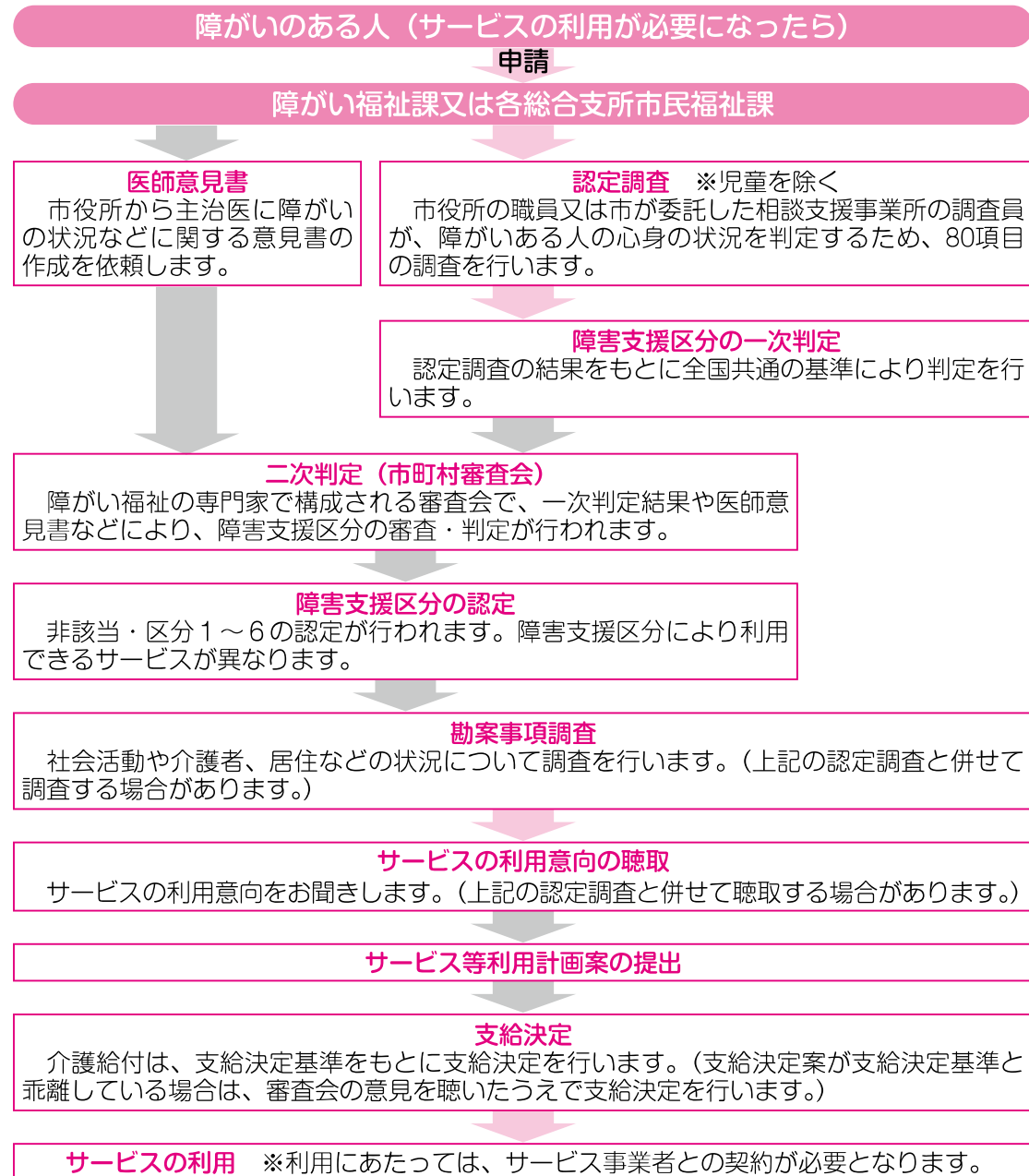
10 施設入所障がい児者在宅生活支援事業

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は地域移行に向けての一時帰宅を行う入院者等が、盆や正月などに一時帰宅した際に、必要となる在宅サービスを利用できるよう、その在宅生活に必要な支援を行います。



11 障害支援区分の認定について

介護給付、訓練等給付のサービスの支給決定を受ける際、障害支援区分の認定が必要です。（障がいのある児童を除く。）

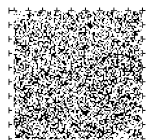


※ ↓ は介護給付・訓練等給付共通、 ↓ は介護給付のみ

12 利用者負担

サービスの量と所得に応じた負担の仕組み（1割の定率負担。ただし、所得に応じた月額上限の設定があります。）となります。また、この定率負担と食費・光熱水費等の実費負担のそれぞれに、市民税が非課税の人に配慮した軽減策が講じられます。

また、自立支援給付と地域生活支援事業を同じ月に利用された人は、利用者負担が軽減される場合があります。



4 福祉用具、日常生活用具の支給等について

問 い
合 わ せ

障がい福祉課(本庁舎) 自立支援係 ☎0857-30-8218

☎0857-30-8454

各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●補装具費の支給

身体の障がいを補うための義肢、車椅子、補聴器などの補装具の購入・借受け・修理に必要な費用(補装具費)の支給を行います。

対 象 者 ● 身体障害者手帳を持ち、かつ、補装具費の支給が必要と認められる人
※購入、修理した後の申請や、労災、介護保険など別制度で支給が受けられる場合などは、助成が受けられません。

費 用 ● 1割負担となります。ただし、世帯員の所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

●日常生活用具の給付

障がいのある人の日常生活を便利にするため、日常生活用具の給付を行います。

対 象 者 ● 心身障がいのある人(種目ごとに障がいの種類、程度、年齢などについて制限があります。)

給 付 品 目 ● 視覚障がい(盲人用時計、拡大読書器など)
● 聴覚障がい(FAX、屋内信号装置など)
● 肢体不自由(特殊ベッド、入浴補助用具など)
● ぼうこう・直腸機能障がい(ストマ用装具)
● 知的障がい(頭部保護帽、火災警報器など)
● 脳原性運動機能障がい(紙おむつなど)

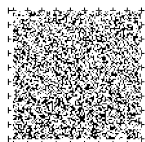
費 用 ● 1割負担(各用具の基準額を超えた分については全額自己負担。)となります。ただし、世帯員の所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

●聴覚障がい児補聴器購入助成事業

補聴器の装用により言語の獲得やコミュニケーション力の向上を促進するため、補聴器の購入費用等の一部を助成します。

対 象 者 ● 身体障害者手帳の交付対象とならない4分法平均聴力が30デシベル以上難聴児(18歳に到達する日以降の最初の3月31日まで)

費 用 ● 3分の1負担となります。ただし、所得に応じて助成対象外となる場合があります。



5 医療助成について

問 い
合 わ せ

障がい福祉課(本庁舎) 障がい者福祉係 ☎0857-30-8217
☎0857-30-8455
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)、障がい者医療費助成などがあります。
(詳しくは、67ページをご覧ください。)

6 社会参加の推進のために

問 い
合 わ せ

障がい福祉課(本庁舎) 障がい者福祉係 ☎0857-30-8217
☎0857-30-8455
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

1 コミュニケーション支援事業

聴覚障がいのある人の事務手続き等に対応するため、障がい福祉課及び市社会福祉協議会並びに鳥取県東部聴覚障がい者センター内に手話通訳者を設置しています。

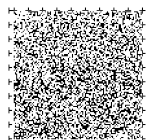
また、家庭や社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業を行っています。

- 対 象 者** ● 聴覚障がい及び音声・言語機能障がいのある人
- 費 用** ● 無料
- 申 し 込 み** ● 手話通訳者及び要約筆記者の派遣の申し込みは、
鳥取県東部聴覚障がい者センター ☎0857-32-6070 FAX 0857-32-6071

2 電話リレーサービス事業

聴覚障がいのある人が個々に所有するファクシミリ又は通信機器のメールアドレスに、電話リレーサービスシステムを利用し、定期的に市報、福祉情報、各地区の行事等をわかりやすく発信しています。

- 対 象 者** ● 聴覚障がい及び音声・言語機能障がいのある人
- 費 用** ● 無料
- 申 し 込 み** ● 鳥取市障害者福祉センター(さわやか会館)
☎0857-27-3338 FAX 0857-24-3022



3 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に外出のための支援を行います。

対 象 者 ● 障がいのある人で、外出時に移動の支援が必要と本市が認めた人

4 自動車改造費助成

障がいのある人の自立と社会参加の促進を目的として、身体に障がいのある人が所有し、運転する自動車の操向装置、駆動装置などの改造費の一部を助成します（本人の所得により制限があります。）。

対 象 者 ● 上肢、下肢又は体幹機能に障がいがあり、改造により社会参加が見込まれる人。

助 成 額 ● 10万円を上限とします。

そ の 他 ● 改造前に申請が必要です。

5 福祉車両購入・改造費助成

障がいのある人の自立と社会参加の促進を目的として、身体に障がいのある人又はその介護者が運転する自動車のリフトアップシートなどの装置のある車両の購入又は改造費の一部を助成します（本人と介護者の世帯全員の所得により制限があります。）。

対 象 者 ● 下肢、体幹、脳原性移動機能障がい1級又は2級の障がいがあり、購入又は改造により社会参加が見込まれる人。

助 成 額 ● 改造部経費の2／3以内で10万円を上限とします。

そ の 他 ● 購入又は改造前に申請が必要です。

6 重度障がい者（児）タクシー料金助成

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの人は、乗車時に手帳を提示されると、メーター表示額の10%の割引が受けられます。

さらに、重度の心身障がいのある人で市民税が非課税の人に対して、社会参加を支援するため、タクシー料金の一部を助成しています。

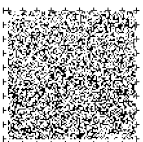
対 象 者 ● 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級（顔写真添付の手帳に限る）の所持者で、かつ、市民税が非課税の人

交 付 枚 数 ● 月4枚（毎年7月から翌6月までを1年とし、まとめて交付する。）

助 成 金 額 ● 1枚あたり初乗運賃相当額（限度額740円）

7 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人に、点訳や音声訳された市報を提供します。



7 障がいのある人の予防接種について

問 い
合 わ せ

保健医療課(駅南庁舎) 予防接種推進係 ☎0857-30-8640

ご希望の人に以下の予防接種費用の助成を行っています。

●インフルエンザの予防接種

- 対 象 者** ● 満60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する人又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい日常生活がほとんど不可能な程度の人。ただし、これらの障がいについて、身体障害者手帳1級を有する人又はその障がいの程度が同等と証明できる人
- 生後6か月から65歳未満の人で、重症心身障がい児又は重度の心身障がい者
- 期 間** ● 市報などでお知らせします。

●新型コロナウイルス感染症の予防接種

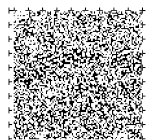
- 対 象 者** ● 満60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する人又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい日常生活がほとんど不可能な程度の人。ただし、これらの障がいについて、身体障害者手帳1級を有する人又はその障がいの程度が同等と証明できる人
- 期 間** ● 市報などでお知らせします。

●高齢者肺炎球菌感染症の予防接種

- 対 象 者** ● 満60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する人又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい日常生活がほとんど不可能な程度の人。ただし、これらの障がいについて、身体障害者手帳1級を有する人又はその障がいの程度が同等と証明できる人
- ※過去に、肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）を接種した人を除く。
- 期 間** ● 誕生日基準となり対象者によって異なるため、送付する接種券付き予診票をご確認ください。

●健康被害救済制度

予防接種により健康被害が生じた場合は、給付を受けられる場合があります。



8 その他の事業について

問 い
合 わ せ

障がい福祉課(本庁舎) 障がい者福祉係 ☎0857-30-8217
☎0857-30-8454
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

1 法定後見人の市長申立

法定後見制度の利用が必要な人で、本人及び親族による申立ができない場合は、市長による法定後見の開始申立ができます。

- 対 象 者** ● 判断が十分でない見守りのない障がい者で、申立てを行う人がいない人
- 自己負担** ● 申立費用や選任された後見人などの報酬（視力に応じ費用の一部又は全部が助成されます）

2 成年後見制度の利用支援

知的障がいのある人又は精神障がいのある人に成年後見制度の利用を支援することにより、これらの人の権利擁護を図ります。

- 対 象 者** ● 身寄りのない重度の知的障がい又は精神障がいのある人

3 入院時付添依頼助成事業

常時の付添いが必要な重症心身障がい児者等の入院時に、保護者による付添いの一時的な代替を依頼する費用を助成します。

- 対 象 者** ● 重症心身障がい児者等
- 対象経費** ● 付添依頼に要する経費（1,650円／時間、対象者1人あたり140時間／年が上限）。付添い者に資格等の制限があります。
- 助成金額** ● 対象経費の3分の2

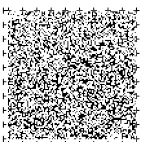
4 家庭内排痰補助装置助成事業

神経・筋疾患又は脊髄損傷若しくは脳原性麻痺に起因する痙直型四肢麻痺等による慢性呼吸不全の症状のため、常時又は随時排痰が必要な在宅の重度身体障がい児者に対して、排痰補助装置の貸与に要する経費の一部を助成します。

- 対 象 者** ● 次のいずれかに該当する常時又は随時排痰が必要な重度身体障がい児者
- ㊦ 神経・筋疾患
 - ㊦ 脊髄損傷又は脳原性麻痺に起因する痙直型四肢麻痺等による慢性呼吸不全

対象経費 ● 排痰補助装置のリース料（23,100円／月を上限）

助成金額 ● 対象経費の3分の2



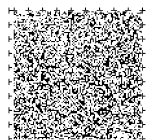
5 エアーマットレスレンタル助成事業

常時介助により体位変換を要する方が使用するエアーマットレス（体位変換機能付きを含む。）レンタル料の一部を助成します。

- 対象者** ● 先天性疾患（脳原性麻痺など）、神経・筋疾患又は後天性疾患に起因する全身性運動機能障がいがあり、身体障害者手帳の交付を受け、在宅で生活されている人
- 対象経費** ● レンタル料（10,000円／月を上限）
- 助成金額** ● 対象経費の3分の2

6 その他

JR・バスなど交通機関の割引、税の免除、NHK放送受信料の減免、県立・市立の施設の利用料の減免、ハートフル駐車場利用証の発行、ヘルプマークの発行などがあります



9 手当・年金等について

問 い
合わせ

手当に関するものは 障がい福祉課 障がい者福祉係 ☎0857-30-8217
☎0857-30-8455
年金に関するものは 保険年金課 年金係 ☎0857-30-8224

1 特別障害者手当

重度の障がいが重複するなど、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に対して支給します（施設入所中や3カ月以上入院している人は、該当しません。また、所得制限があります。）。

対 象 者 ● 20歳以上の重度障がいのある人

2 障害児福祉手当

日常生活において、常時介護を必要とする児童に支給します（年金を受けることができる児童及び施設に入所中の児童は、対象となりません。また、所得制限があります。）。

対 象 者 ● 20歳未満の重度障がいのある児童

3 特別児童扶養手当

日常生活において介護を必要とする障がいのある児童を養育されている人に支給します（年金を受けることができる児童及び施設に入所中の児童は、対象となりません。また、所得制限があります。）。

対 象 者 ● 20歳未満の障がいのある児童を養育されている人

4 心身障害者扶養共済

障がいのある人又は障がいのある児童を扶養している人に一定額の掛金を負担していただくことにより、加入された人が死亡又は重度障がいとなった場合に、扶養されていた障がいのある人又は障がいのある児童に年金が支給されます。

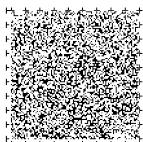
加 入 要 件 ● 1～3級の身体障害者手帳を所持する人、知的障がい・精神障がいのある人（児童を含む。）を扶養している65歳未満で健康な人

加 入 口 数 ● 2口まで加入できます。

掛 金 月 額 ● 1口につき9,300円～23,300円まで年齢によって異なります。

年 金 月 額 ● 1口につき20,000円

助 成 ● 掛金の10分の5～10分の1を助成します。



5 外国人障害者福祉手当

国民年金が支給されないなど、低所得の外国人障がい者に対し、福祉手当を支給します。

対 象 者 ● 昭和37年1月1日以前に生まれ、昭和57年1月1日以前に国内に外国人登録をし、本市に居住する次の条件を満たす人。ただし、外国人高齢者福祉手当（17ページをご覧ください。）の支給を受ける人には、支給されません。

- ㍑ 生活保護を受けていない人
- ㍑ 第一種社会福祉事業の施設に入所していない人
- ㍑ 公的年金などの受給年額が30万円以下又は受給していない人
- ㍑ 国民年金法第30条第1項に規定する初診日が昭和57年1月1日以前にある障がい者で、その障がいの程度が同条第2項に規定する1級又は2級の障がい者である人

支 給 額 ● 25,000円／月（公的年金などの受給者は、年金月額を差し引いた額）

そ の 他 ● 本人、配偶者、扶養義務者の所得額などにより支給されない場合があります。

6 障害基礎年金

国民年金の加入中（60歳以上65歳未満で老齢基礎年金の受給を開始していない国内在住の人を含む。）に初診がある病気やけがにより国民年金の障害等級の1級又は2級に該当し、納付要件を満たしているときに支給されます。

20歳に達する前に初診日がある障がいについては、20歳に達したとき、国民年金の障害等級の1級又は2級に認定されれば受けられます。

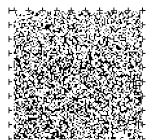
※障がい者手帳とは別の基準で認定されます。

7 障害厚生年金

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある病気やけがによって、障害等級の1級、2級又は3級のいずれかに該当する場合、障害厚生年金が支給されます。

※障がい者手帳とは別の基準で認定されます。

問い合わせ ● 鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311



10 障害者福祉センター（さわやか会館）について

●本市の在宅障がい者福祉の拠点施設

場 所 ●鳥取市富安二丁目96

3 階	*多目的室 *研修室 生活訓練室 障害児（者）デイサービス室
2 階	*調理実習室 創作室 機能訓練室 デイルーム 介護実習室 特殊浴室
1 階	事務所 浴室 リハビリプール（全長15m、幅7m）

- (1) *印の多目的室などは、有料で一般利用できます。
- (2) 生活訓練室などでは、介護や訓練などの給付に基づく事業が行われている場合があります。これらのサービスを利用される場合は、障害者総合支援法に基づく手続き・利用者負担が必要となります。
- (3) リハビリプールは、障がい者等（無料）と65歳以上の高齢者（有料）が利用できます。ただし、利用できる日が決められています。

問い合わせ ●障害者福祉センター（さわやか会館） ☎0857-27-3338

11 鳥取市障がい者福祉週間等について

問 い 合 わ せ

障がい福祉課 障がい者福祉係 ☎0857-30-8217
各総合支所市民福祉課（裏表紙をご覧ください。）

1 鳥取市障がい者福祉週間

障がいのある人の社会参加の促進と、障がいや障がいのある人への理解と関心を深めるため、毎年5月23日～29日を鳥取市障がい者福祉週間と定め、イベントや道路、公共施設などの施設点検事業を行っています。

2 福祉の店

障がいのある人の製作品の常設販売店として「福祉の店」が運営されています。

- 福祉の店「レインボウ」（喫茶・軽食コーナーを併設しています。）

鳥取市富安二丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階 ☎0857-20-3865

- 福祉の店「ユーカリ」

鳥取市幸町71 鳥取市役所市民交流棟1階 ☎0857-22-1765

なお、障害福祉サービス事業所などでの製作品は、障害者福祉センター（さわやか会館）などでも販売しています。各種行事の記念品などにご利用ください。

